

第6回企業取引研究会  
議事要旨

【日時】

令和6年12月17日（火）13:00～15:00（現地とオンラインのハイブリット会議）

【出席】

○委員出席者：神田座長、海内委員、及川委員、岡室委員、小畑委員、加藤委員、

郷野委員、高岡委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、

松田委員、若林委員、渡辺委員、渡邊委員、渡部委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 向井官房審議官、亀井企業取引課長

企業取引課 大坪課長補佐

中小企業庁 山本事業環境部長、鮫島取引課長

○オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

○議題：企業取引研究会報告書案

【委員からの発言内容】

- ・ 報告書案の内容に異論ない。
- ・ 下請法の改正に向けて、基礎となるレポートだと考える。下請法の改正とその執行が今後の課題である。
- ・ 政府が、下請法を遵守している発注側の事業者に「看板」のようなものを付与する等して、社会全体での認識が広がることで、下請法の趣旨に賛同する企業が増えることを期待している。
- ・ 適正な取引の定着を目指し、悪しき慣習を是正するために何が必要かを議論し、阻害要因を取り除くべきだと考えている。官民連携により、今後、より一層、取引適正化がノルム（社会的規範）として定着するよう努めていく。
- ・ 報告書に基づき、早急に法案を作成し、次期国会に提出していただきたい。そのための協力を行っていく。
- ・ 労務費に関しては企業努力で吸収すべきという認識が強く残っており、労務費を価格交渉の対象から外す行為はフェアプライスの実現を阻害するため、規制の対象となる旨、更なる明確化を求める。
- ・ 下請法は簡易な手続で執行するものであり、独占禁止法とは異なり、実態を踏まえていない規制は空回りする可能性がある。実態を踏まえた上での方向性であれば、改正下請法を

実効的に執行できるだろう。

- ・ 下請法については、今後も実態を踏まえた定期的なアップデートが必要だと考えている。
- ・ 下請法の改正案について、簡易迅速な執行を担保するために、基準を明確で分かりやすいものとしてほしい。そうすることで、事業者にとってコンプライアンスのためのコストが下がり、かつ、取引慣行の是正を効率的に行うことにもつながると考える。
- ・ 報告書案に「おわりに」を追加したことにより、より血の通ったものになったと考える。自由主義経済の下、競争が付加価値を生むことから、適切な価格転嫁がイノベーションへのインセンティブになる点が重要である。価格転嫁が単なる値上げに終わらず、付加価値を付けることで消費者に受け入れられることが重要である。デフレ経済からの脱却には、コストを上げつつ付加価値を付けて消費者に転嫁する構造が必要であり、この報告書の取りまとめの方向性は心強いと感じる。
- ・ 特に、デフレ型商慣習からの脱却の必要性を明確にし、既存の事業者の利益保護だけでなく、新しいイノベーターの登場を促す取引環境の整備をすべきというメッセージが明確になっている。この方向性に基づき、下請法やガイドラインの見直しを進め、関係省庁にもコミットメントを求めることを期待している。長期的なイノベーションを推進し、既存事業者だけでなく新しい事業者が取引に参加できる環境を整備することが重要である。
- ・ 地域経済と雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁できる社会の実現が重要であり、下請法の適用範囲外も含めたサプライチェーン全体での価格転嫁の推進が必要である。
- ・ 新しいルールや考え方を全国各地の中小企業に浸透させるためには、発注者と受注者の意識改革が不可欠である。事業者向けの講習会やメディアを活用した広報活動のような認知度を高める活動を政府のリーダーシップの下で強力に推進するとの記載があれば実効性が高まるのではないかと。
- ・ 本研究会では、現状の商慣習を見直し、「正常な商慣習」を公正な競争秩序の観点から考えるという方向性で議論できたと考えている。
- ・ 我が国の中小企業が、グローバルな競争環境で不利な立場に立たされている。我が国において大企業は、国内の中小企業との取引についての法規制が厳しいことから、国内の中小企業との取引を避けるようになっており、結果として、仕事が新興国の企業に奪われてしまっている。今後はこうしたことにも目を向けてもらいたい。
- ・ 資本金基準に加え、従業員数などの基準を導入する提案について、いかに基準を設けても問題のある下請関係が残る可能性がある。「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」（平成22年11月30日公表）の具体例を充実させるだけでなく、様々な工夫により独占禁止法の執行を積極的に行うことも期待する。
- ・ 親事業者や下請事業者と呼ばれている企業から、現状が変わったことを踏まえて、下請法の名称変更の要望があるということだが、下請法が従来懸念してきた問題がなくなったわけではないので、下請法の趣旨が伝わる形での名称変更をお願いしたい。
- ・ フェアな取引が経済成長に寄与することは良いことだと考えているが、消費者の置かれている立場は様々であり、価格転嫁が受け入れられるかどうかは個々の状況によるのではないかと。消費者は、急な価格転嫁ではなく、段階的な価格転嫁を望んでいる。デジタル化など新技術の導

入でコストが抑えられた場合には値下げ等も検討してほしいと考える。消費者が置き去りにされないフェアな取引が行われることを希望している。

- 下請法の適用基準に関する改正の方向性を踏まえると、価格交渉を年1回行うことが求められる中で、恐らく実務上はその際に取引先の従業員数の確認を行うことが想定される。例えば、期中に、取引先の従業員数に大幅な変化があり、万が一が下請法違反となってしまった場合に、公表を伴う勧告措置は非常に重いのではないかと考える。この点については、セーフハーバールールのような措置を検討する必要があると考える。
- 従業員基準のような遵守が困難なものについては、ガイドライン等で手当てをしてほしい。また、下請事業者の協力が得られない場合の執行についてもフリーランス法のようにQ&Aで明確化するなど、予測可能性を高めていただきたい。
- 下請法の適用対象には、資本金による二つのレイヤーが存在しており、取引相手の資本金額によっては、中小企業であっても親事業者として受領後60日以内に下請代金を支払わなければならないことがある。大企業から中小企業へのトリクルダウンが十分ではない現状において、キャッシュフローの状況により支払が厳しくなる中小企業が多いことから、例えば、資本金額の大きい企業に対しては、支払サイト30日以内、手形払を禁止といったようなより厳しい制限を導入する等して、サプライチェーン全体の支払期間の短縮に資する方策を考えてほしい。
- 昨今、産業全体において、デジタル化、ソフトウェア化が進んでおり、これに伴い新しいビジネスが生まれていることから、無形資産に対して付加価値を認め、フェアな評価をすることの重要性が増している。したがって、知的財産の取引適正化を進めることは、時宜にかなっており、重要であるが、経済活動やビジネススキームの大きな変化の流れも考慮に入れた上で、今後のガイドライン作成や実態調査を進めていただきたい。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)